

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月25日策定

令和3年6月4日改訂

令和3年11月9日改訂

令和4年12月16日改訂

一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会

一般社団法人カラオケ使用者連盟

一般社団法人全国カラオケ事業者協会

本ガイドラインは、政府の緊急事態宣言発出に伴う休業要請以降、営業を自粛し厳しい状況下にあるカラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場である施設や店舗が事業継続に向けた取り組みを実施する際の一助として、一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟及び一般社団法人全国カラオケ事業者協会の三団体が協力して作成したものです。ストレスを発散し、心身共に健康に役立つはずのカラオケ歌唱が感染症拡大に繋がることなく、飲食とともに安全に提供し得るよう、本ガイドラインは、施設及び店舗事業者が本格的に事業を実施するにあたり、必要な取り組みを提示するものです。

1.はじめに

本ガイドラインは、政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日(令和2年5月21日変更)新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下、「対処方針」という。)を踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日。以下、「5月4日提言」という。)において示されたガイドライン作成の求めに応じ、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場における新型コロナウイルス感染拡大予防対策として実施すべき基本的事項を整理したものです。

まず最初に、カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場は、本ガイドラインの内容を適切に実践することによって、適切な換気設備を備えた空間(部屋)であり、人と人の距離を十分に確保された場所となり、感染症対処方針に示す ①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件をいずれも回避することが可能です。

また、歌唱する場ではあるものの、本ガイドラインによる感染症予防対策を講じる

ことにより、「人混みや近距離での会話、特に大きな声を出すことによる感染のリスク」が低減する施設・店舗となることを目指し、「入場者の誘導」「手洗いの徹底や手指消毒設備の設置」「マスクの着用」等の要請を行い、基本的な感染対策の徹底等を、施設や店舗管理者に対して強く働きかけを行うものであります。

本ガイドラインでは、5月4日提言4.(2)「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」、「『新しい生活様式』の実践例」、「緊急事態措置の維持及び緩和等に関して(令和2年5月4日付 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡)」、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月14日)、「緊急事態措置を実施すべき区域の変更等に伴う都道府県の対応について(令和2年5月14日付(内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡))」及び「感染リスクが高まる『5つの場面』」(新型コロナウイルス感染症対策分科会提言)を参考に、場面ごとに具体的な感染拡大予防対策を規定しました。また、本ガイドラインは、川崎市健康安全研究所岡部信彦所長(新型コロナ対策専門家会議メンバー)より新型コロナウイルス感染症予防の観点から頂戴した御意見・コメントも踏まえて作成しました。

カラオケボックス等の歌唱を伴う飲食の場を管理・運営する者(以下、「施設管理・運営者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」、「リスク評価」及び「事業実施に際して講じるべき具体的な対策」を踏まえ、現場において試行錯誤をしながら、それぞれの周辺状況や施設・店舗形態等も考慮した創意工夫を図りつつ、新型コロナウイルスの感染防止に取り組むことが求められます。

事業を実施するかどうかの判断にあたっては、引き続き、施設が所在する都道府県の知事からの要請等を踏まえて適切に対応してください。なお、本ガイドラインの内容は、今後の各地域の感染状況や対処方針の変更のほか、新型コロナウイルスの感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜見直し改訂を行います。

令和3年2月25日の新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された飲食業における感染症対策のあり方に関する提言などを参考に、本ガイドラインの内容を令和3年6月4日付にて一部改訂し、また、感染力の強い変異株を前提にした見直しを令和3年11月9日に加えました。この度「With コロナに向けた政策の考え方」(令和4年9月8日新型コロナウイルス感染症対策本部)が示されたことに基づき、感染拡大防止と社会経済活動の両立を踏まえた内容へと更に一部改訂を加えました。

2.感染防止のための基本的な考え方

施設管理・運営者は、施設・店舗の規模等を十分に踏まえ、施設・店舗内及びその

周辺地域において、当該施設・店舗の従業員(以下、「従業員」という。)及び施設・店舗に来る入場者(以下、「利用者」という。)への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。

特にカラオケ歌唱に際しては、機器の消毒と距離確保を徹底し、更には①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人々が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件(いわゆる「三つの密」)を、備えた設備で適切な換気を行い、人と人の距離を十分に確保することにより避けること等、自己への感染を回避するとともに、他人に感染させないように徹底することを旨とする。

3.リスク評価

施設管理・運営者は、変異株の拡大も踏まえ、新型コロナウイルスの主な感染経路である①接触感染、②飛沫感染及びエアロゾル感染のそれぞれについて、従業員や利用者の動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討する。また、事業実施に伴って、③地域における感染状況を把握した上で、そのリスク評価も必要であることに留意が必要である。

① 接触感染のリスク評価

○ドアノブ等の利用者の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのリフト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を徹底する。消毒方法については、例えば厚生労働省 HP の「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」等を適宜参照する。

② 飛沫感染及びエアロゾル感染のリスク評価

○室内の適切な換気を行う。歌唱者間の距離が2m とれない場合はマスクを着用しての歌唱を推奨する。

○室内の座席間隔は、真正面での着座配置をしないなど、できるだけ1m以上設けるよう椅子の配置を心掛ける。

○施設内では法令を遵守した換気設備による常時換気又はこまめな換気(1時間に2回以上、かつ、1回に5分間以上あるいは室温が下がらない範囲で常時窓開け等の工夫)を徹底する。更に必要に応じ、CO₂ 測定装置を設置する等により、換気状況を常時モニターし、1,000ppm 以下(機械換気の場合。窓開け換気の場合は目安)を維持することが望ましい。換気の補助としてフィルター式空気清浄機や送風機等の併用も検討する。

○適切なマスク着用(品質の確かな、できれば不織布を着用)や、飲食時等マスクなしの状態では会話を控えることを促す。マスクの着用法について、例えば厚生労働省HP「マスクの着用について」参照。

③地域における感染状況のリスク評価

○施設・店舗が所在する地域の生活圏において、地域での感染拡大の可能性が報告された場合の施設管理・運営への影響について評価する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することが必要となる可能性があることに留意する。

4.事業実施に際して講じるべき具体的な対策

①総論

○令和2年5月4日提言等に基づく感染拡大防止対策を徹底することが重要であり、例えば、「三つの密」を、適切な室内換気や利用者誘導、身体的距離の確保によって避けることが前提である。

○飲食は、真正面での着座配置をしないなど、座席の間隔をできるだけ1m以上確保するか、換気を妨げないように注意をした上でパーティション等の設置を検討するものとする。

○「リスク評価」の結果、具体的な対策を講じても十分な対応ができないと判断された場合は、事業実施の検討を行うこととする。

○高齢者等の感染した場合の重症化リスクが高い利用者に対して、より慎重で徹底した対応を検討する。

②利用者の安全確保のために実施すること

ア) 入店時

○入店時に利用者に対して検温等を行い、発熱や咳等の異常が認められる場合は利用をお断りさせていただく旨を周知する。

○店舗入口や手洗い場所等に、手指消毒剤(消毒用アルコール等)を用意し、入店時に手指消毒を促す。

○変異株の拡大を踏まえ、飲食中以外は隙間ができないようにするなど正しいマスクの着用をお願いすると共に、定期的な手洗いや手指消毒を促す。

○接触感染及び飛沫感染を防止するため、十分な身体的距離を確保することが重要であることを理解してもらう。

イ) 室内への案内時

○家族等の特定の利用者毎に案内する。

○上記の場合であっても、十分な身体的距離を確保することができない場合は、分散利用を促す。

○歌唱に際して、対人間の距離をできるだけ 2m とり、とれない場合はマスクの着用を推奨し、座席間隔についても真正面で着座しないなど、座席の間隔をできるだけ 1m 以上確保するよう理解してもらおう。

○聞く側のマナーとして会話を控え、マスクを着用している場合であっても大声を出さないよう理解を求めろ。

○設定音量での使用を促し、必要以上に音量を上げないことに理解を求めろ。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○グループ間はテーブルを換気を妨げないように注意をした上でパーティション等で区切るか、できるだけ 1m 以上間隔を空ける。

○同一テーブルは真正面での着座配置をしないなど、カウンター席も含め、適度な座席間隔(できるだけ 1m 以上)を確保するか、パーティション等で区切る。

○歌唱に際しては、対人間の距離をできるだけ 2m とり、とれない場合はマスクの着用を推奨する。

○法令を遵守した換気設備により、必要換気量(毎時 30 m³/人)を確保する。窓の開放による換気の場合は、30 分に 1 回、5 分以上、2 方向の窓を全開するなどして十分な換気を行う。

ウ)接客対応

○室内清掃時は、換気を行うとともにマイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、椅子等を消毒する。

【カラオケボックス以外の飲食店】

○利用者と従業員は、できるだけ常時マスクを着用して歌唱や会話を行う。

エ) 会計

○会計時に現金やクレジットカード等の受け渡しが発生する場合には手指消毒を適時行う。

③従業員の安全確保のために実施すること

○従業員の緊急連絡先や勤務状況を把握する。

○従業員の平熱体温を登録し、勤務時に検温を促すものとする。当該個人の平熱から概ね +0.5℃以上の熱が記録された場合は、必要に応じて医療機関への受診を促す。また、職場における検査の更なる活用を次の通り奨励する。

- ・ 普段から健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・ 体調が悪い場合には出勤せず、自宅療養すること。
- ・ 出勤後に体調が悪い場合や発熱などの体調不良を訴えた場合は、抗原簡易キット等を活用して検査を実施すること。
- ・ 抗原簡易キット等での検査結果が陽性であった場合、「接触者」に対して PCR 検査等を速やかに実施すること。

- ・抗原簡易キット等の購入にあたっては、(1)検体採取に関する注意点等を理解した職員の管理下での自己検体採取をすること、(2)国が承認した抗原簡易キットを用いることとし、具体的な手順、キットの購入申込先リスト等については、下記 URL 参照する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000819050.pdf>

(令和4年10月19日事務連絡「職場における検査等の実施手順(第3版)について」)

○咳エチケット、マスクの着用、手洗いや手指消毒を徹底して実施する。

○感染した従業員及び濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。

④施設管理

ア)施設内

○清掃、消毒及び換気を徹底的に実施する。

○ドアノブ等の手が触れる場所を最小限にする工夫を行う。特に高頻度接触部位(マイク、リモコン、タブレット端末、カラオケ機器、テーブル、電気のスイッチ、インターフォン、蛇口、手すり、エレベーターのボタン、エスカレーターのベルト、セルフドリンクコーナーの設備等)の消毒対策を徹底する。

○清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。また、作業後は手袋を外した後に手洗いや手指消毒を行う。

イ)従業員スペース

○食事、着替え、喫煙等でマスクを着用しないときは会話を控え、会話する場合はマスクを着用する。

○常時換気を行う。

○テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

○入退室の前後に、手洗いや手指消毒を行う。

○厨房の調理設備・器具は清潔に保ち、作業前後の手洗い等の衛生管理を徹底する。

ウ)トイレ

○不特定多数の手が触れる場所は、定期的に清掃・消毒を行う。

○ハンドドライヤーは適切な方法により定期的に清掃されていることを確認する。ペーパータオルや個人用のハンカチの利用も促し、液体石鹸、手指消毒剤等を準備する。

⑤その他

○直接手で触れる施設・店舗内設備については、定期的に消毒する等の感染防止対策を徹底する。また、利用者に対しても、触れる前に消毒を行うこと等の注意喚起

を行う。

- 特定の場所の前に、大勢の人が滞留しないための措置を講じる。
- 利用者が共用部で大声を出したり、飲食等をしないよう、注意喚起を行う。
- 感染が確認された場合、次の通り対応する。
 - ー 速やかに別室あるいは施設・店舗外へ誘導する。
 - ー 対応する従業員は、マスクや手袋の着用等適切な防護対策を講じる。
 - ー 特に高齢者や基礎疾患を有する者、妊婦等の重症化リスクが高い者には、医療機関の受診を促す。
 - ー 上記以外の者で症状が軽い場合には、地域の健康フォローアップセンター等への登録を促す。

以上